

修理と技術

文化財建造物の修理とは

文化財建造物としての価値を長く維持するためには、適切な日常管理と周期的な保存修理が欠かせません。

そのため保存修理では、文化財建造物それぞれの価値を見極め、それらの価値を後世に伝えるための深い知識や技術、技能が必要となります。

文化庁では、日常管理や保存修理に対する国庫補助制度や、保存修理技術を継承するための選定保存技術制度を設け、文化財建造物の保護の充実を図っています。

保存修理の種類

文化財建造物は、破損状況に応じて、以下のような保存修理が行われます。

小修理

日常管理における破損部分の補修。日常的に傷みややすい屋根や壁の部分補修、床板の張り替えなどがあります。



屋根葺替
小野家住宅(重文・埼玉県)

維持修理

経年による破損を補修し、建造物としての機能を維持するため、周期的に行う修理。「屋根葺替」や「塗装修理」などがあります。



塗装修理
東照宮上神庫(重文・栃木県)

根本修理

柱や梁など主要構造部にまで破損が及んだ場合に、建造物を解体して各部材の補修を行い、建造物を健全な状態に回復させる修理。全ての部材を解体して組み直す「解体修理」や、軸部の一部を解体せずに行う「半解体修理」があります。

解体修理の流れ

修理方針の決定

解体中に行った実測調査、痕跡調査、仕様調査などの結果をもとに修理方針を決定します。



つぎに、小屋組、軸組、基礎を解体します。部材を傷つけないよう注意深く作業します。



解体工事 建設時と逆に、屋根葺材、壁、天井、床などの順に、調査しながら取り外します。



木工事 各部材は、伝統技法により補修し元通りに使います。また、やむを得ず取り替える場合は、同材種・同品位のものを伝統技法により加工します。



組立工事 補修の終わった部材を組み立てます。多くの部材を適切に納めるには、的確な判断と技術が必要です。

保存修理の設計監理

文化財建造物の保存修理は、文化財としての価値を損ねないように、慎重に調査・修理方針を検討しなければなりません。

このため国庫補助による保存修理においては、あらかじめ文化庁の承認を受けた「主任技術者」が設計監理を行います。

主任技術者は、実測調査、資料調査など各種調査を行い、実測図、調書、写真などの記録を作成します。これに基づき、解体範囲や部材の取り替え、部材の補修方法など、的確に判断し指示を行います。このように主任技術者は、保存修理全般にわたり重要な役割を果たします。



痕跡調査



模型による検討

技術や技能の保護

文化庁では、文化財の保存に欠くことができない伝統的な技術や技能で、保存すべきものを選定し、その保持者や保存団体を認定する選定保存技術制度を設けています。文化財建造物では、これまでに以下の技術や技能について、選定・認定を行っています。

団体	建造物修理・建造物木工	建造物彩色	
	檜皮葺・柿葺・茅葺	左官(日本壁)	
個人	屋根瓦製作(鬼師)	屋根瓦葺(本瓦葺)	檜皮採取
	檜皮葺・柿葺	茅葺	規矩術(近世規矩)
	建造物模型製作	建造物木工	左官(漆喰塗)
	左官(古式京壁)	鋳金具製作	建具製作
	鋳物製作	金具鍛冶	畳製作
	金唐紙製作	石盤葺	

(平成17年10月1日現在)

保存修理の記録

保存修理中の調査では、さまざまな知見が得られます。これらは、後世に伝えるべき貴重な資料であり、また同じ時代の建造物や類似の建造物を修理するときの参考にもなります。

このため根本修理などにおいては、調査結果などをまとめ、保存図を作成し修理工事報告書を刊行します。保存図や修理工事報告書は、高い学術的価値を有し、我が国の文化財建造物保存修理の信頼性を高めています。

修理工事報告書
現在までの刊行は、
1500冊を超えます。



鋳金具製作



屋根瓦製作(鬼師)



左官(古式京壁)



屋根工事 従前の葺材を出来る限り残し、適切な補足葺材を用いて、伝統技法により葺き上げます。



彩色工事 赤外線調査、顔料分析などの調査を行い、白描図、彩色見取図を作成し、彩色を施します。



竣工
法華経寺相師堂(重文・千葉県)